

福岡県重度訪問介護従業者養成研修事業実施要綱

1 目的

この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）の規定に基づき福岡県又は福岡県が指定する事業者が行う重度訪問介護従業者養成研修について定め、重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのニーズに対応した必要な知識、技能を有する重度訪問介護従業者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、福岡県又は福岡県が指定する事業者とする。

3 受講対象者

受講対象者は、原則として、重度訪問介護従業者として従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

4 研修の内容

研修の方法、時間及びカリキュラムは、次のとおりとする。

(1) 方法

ア 研修は、講義、演習及び実習により行うものとする。

なお、講義及び演習については、Web等による対応も可能とする。

イ 基礎課程、追加課程及び統合課程における実習施設は、重度の肢体不自由児者の介護サービス現場において行うものとする。

(2) 研修時間

ア 基礎課程 10時間

イ 追加課程 10時間

ウ 統合課程 20.5時間

エ 行動障がい支援課程 12時間

(3) カリキュラム

別紙「重度訪問介護従業者養成研修課程カリキュラム」のとおり

5 科目の免除

本研修については、科目免除は適用しない。

6 修了期間

本研修の修了認定のための履修期間は、次のとおりとする。

課程	履修期間
基礎課程	1か月以内に修了することとする。 ただし、やむを得ないと認める場合は、2か月以内の範囲内で修了することができる。

追加課程	1か月以内に修了することとする。 ただし、やむを得ないと認める場合は、2か月以内の範囲で修了することができる。
統合課程	2か月以内に修了することとする。 ただし、やむを得ないと認める場合は、4か月以内の範囲で修了することができる。
行動障がい支援課程	1か月以内に修了することとする。 ただし、やむを得ないと認める場合は、2か月以内の範囲で修了することができる。

7 修了の認定

事業の実施主体は、全科目を履修した者に対して修了の認定を行い、修了の認定を行った者に対して、別記様式による修了証明書を交付するものとする。

8 名簿の管理

- (1) 事業の実施主体は、カリキュラムに定める全科目を履修し修了証明書を交付する者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。
- (2) 福岡県知事（以下「知事」という。）は、事業の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

9 研修の教材

教材は、各課程のカリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実施できるものを使用するものとする。

また、テキストに加え、副読本の活用や視覚教材の活用等を図るものとする。

10 事業者の指定

知事は、福岡県内において、重度訪問介護従業者養成研修について、事業者の指定を行うこととする。

なお、指定について必要な事項は、本要綱に定めるもののほか別途定める。

附 則 この要綱は、平成27年1月15日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。